

半田市日本語初期指導教室要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本語教育が必要な外国人児童生徒(以下「児童生徒」という。)に対して、初期の日本語教育や小中学校への適応指導を行い、児童生徒の小中学校での学校生活を円滑に進め、早期の適応を図ることを目的に設置する半田市日本語初期指導教室(以下「教室」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 教室の実施主体は、半田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とする。

2 教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 半田市日本語初期指導教室
- (2) 位置 半田市内の指定された小学校および中学校

(対象者)

第3条 教室の対象児童生徒は、半田市内の小中学校に在籍し、かつ、次の要件に全て該当する者とする。

- (1) 日本語の指導が必要と教育長が認める外国人児童生徒又は日本国籍を有する帰国児童生徒等であって、本人及び保護者が教室への入室を希望するもの。
- (2) 第7条に規定する入室手続が行われたものであること。
- (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険に加入していること。
- (4) 原則として、保護者が送迎できる児童生徒であること。ただし、遠隔によるオンライン指導を受ける児童生徒および教室の設置校に在籍の児童生徒は、この限りではない。

(実施日時)

第4条 教室の実施時間及び休室日は、原則として設置校の教育課程に準ずるものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(日本語初期指導教室指導員)

第5条 教室に、日本語初期指導教室指導員(以下「指導員」という)を置く。

(活動)

第6条 教室は、児童生徒に対して、その在籍する小中学校への早期の適応を図るために次の活動を行うものとする。

- (1) 初期の日本語教育

- (2) 学校生活の基礎的な適応指導
- (3) その他早期に適応するために必要な支援

(申請)

- 第 7 条 教室を利用しようとする児童生徒の保護者は、半田市日本語初期指導教室入室願（様式第 1 号）を在籍する学校長へ提出しなければならない。
- 2 対象者が在籍する学校長は、教室への入室が適切であると判断したときは、半田市日本語初期指導教室入室申請書（様式第 2 号）を教育委員会に提出しなければならない。

(利用承認)

- 第 8 条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、その適否を決定し、教室の利用を承認するときは、半田市日本語初期指導教室入室承認通知書(様式第 3 号)により、教室の利用を不承認とするときは、半田市日本語初期指導教室入室不承認通知書(様式第 4 号)により当該児童生徒の保護者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による承認期間は、承認をした日から原則として 3 箇月間とする。

(利用承認の取消し)

- 第 9 条 教育委員会は、前条の規定により教室の利用を承認した児童生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、入室承認を取り消すことができる。
- (1) 第 3 条各号の要件に該当しなくなった場合
 - (2) 疾病、負傷その他の理由により当該児童生徒の保護者から教室の利用を取りやめる旨の届出があった場合
 - (3) 他の児童生徒の適正な育成に著しい支障が生ずると認められる場合

(停止・中止)

- 第 10 条 教育委員会は、第 8 条の規定により教室の利用を承認した児童生徒が入室に不適切であると認めるときは、入室を停止又は中止することができる。
- 2 教育委員会は、前項に規定する停止又は中止を行ったときは、当該児童生徒の保護者に対し半田市日本語初期指導教室入室停止・中止決定通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

(利用者負担)

- 第 11 条 入室に伴う費用については、無料とする。ただし、給食費、教材費、消耗品費等については、保護者から徴収することができる。

(その他)

- 第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

(様式第1号)

半田市教育委員会 殿
半田市立 学校長 殿

半田市日本語初期指導教室入室願

令和 年 月 日

保護者名 _____

下記の者の半田市日本語初期指導教室への入室を認めていただくよう
願います。合わせて裏面の記載事項に同意します。

記

児童生徒名	
保護者名	
続柄 ()	
住所	
国籍	生年月日 年 齡 月 日 (歳)
現在の学校・学年・組 半田市立	学校 年 組
入学前の学校	
① () 年生まで修了 ② () 年生の途中まで	

参加のきまり

【登 校】

- ・ 原則として保護者の責任で行います。交通安全に注意するよう家庭で十分指導します。
- ・ 徒歩または自転車（中学生のみ）による登校中の事故やけがの保障は、日本スポーツ振興センターの保障の範囲で行います。

【下 校】

- ・ 原則として保護者の責任で行います。交通安全に注意するよう家庭で十分指導します。
- ・ 徒歩または自転車（中学生のみ）による下校中の事故やけがの保障は、日本スポーツ振興センターの保障の範囲で行います。

【日 課】

- ・ 欠席や遅刻の場合は、必ず在籍校へ電話で連絡します。
- ・ 無断で欠席や遅刻がある場合は、退室となります。
- ・ 給食までには在籍校の教室に戻ります。給食は在籍校の教室で食べます。
- ・ 学習内容によって、在籍校の教室に戻る時間は変更があります。

【学習内容】

- ・ 基本的な日本語と日本の生活習慣の修得を目標とします。
- ・ 学習は、事業者の計画で進めます。
- ・ 他の参加者に迷惑をかける行為があった場合は、退室となります。

【その他】

- ・ 「半田市日本語初期指導教室の約束」を守ります。
- ・ 日本スポーツ振興センターの加入が必須条件となります。
- ・ 必要に応じて、給食費、教材費、消耗品費等がかかる場合があります。

半田市教育委員会 電話 0569-84-0688
半田市立 学校 電話

(様式第2号)

半田市日本語初期指導教室入室申請書

令和 年 月 日

半田市教育委員会教育長 様

半田市立 学校長

下記の者を日本語初期指導教室で学習させたいとの入室願が保護者より提出されたので、関係書類を添えて入室を申請します。

記

ふりがな			
児童生徒氏名			
生年月日	年	月	日
保護者名		続柄	
現住所			
連絡先	備考()		
学年・組・担任	年	組	担任氏名 ()
日本語初期指導教室への通学方法	徒歩・自転車・バス・自家用車・その他()		
該当する方法に○をつける	児童生徒一人で ・ 保護者同伴で		

※添付書類：入室願(写)、その他()

(様式第3号)

半田市日本語初期指導教室入室承認通知書

令和 年 月 日
様

半田市教育委員会

下記のとおり、半田市日本語初期指導教室への入室を承認しますので通知します。

記

児童生徒名	
学校学年組	半田市立 学校 年 組
入室開始日	令和 年 月 日
備 考 (付帯事項等)	

(様式第4号)

半田市日本語初期指導教室入室不承認通知書

令和 年 月 日

様

半田市教育委員会

下記の理由により、半田市日本語初期指導教室への入室を承認できませんでしたので通知します。

記

児童生徒名	
学校学年組	半田市立 学校 年 組
備 考 (付帯事項等)	

(様式第5号)

半田市日本語初期指導教室入室停止・中止決定通知書

令和 年 月 日
様

半田市教育委員会

下記のとおり、半田市日本語初期指導教室への入室を停止・中止しますので通知します。

児童生徒名	
学校・学年・組	半田市立 学校 年 組
停止・中止日	令和 年 月 日
理由 (付帯事項等)	